

# 令和 8 年 1 月 総会議事録

日 時 令和 8 年 1 月 29 日 (木)  
午前 10 時 30 分  
場 所 豊橋市役所 東館 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

1 日 時 令和8年1月29日(木)  
午前10時30分開会 午前11時31分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東館85会議室

## 3 議事及び報告

### (1) 議案

- 議案第 88 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 89 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 90 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 91 号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定)
- 議案第 92 号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第 93 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 94 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第 95 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第 96 号 贈与税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第 97 号 非農地証明(遊休農地)について
- 議案第 98 号 地域計画の変更について
- 議案第 99 号 令和7年 慶弔費の収支決算について
- 議案第 100 号 豊橋市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員の互選について

### (2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第 3 号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第 4 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 報告第 5 号 現況証明について  
 報告第 6 号 所有者不明農地にかかる農業委員会による探索結果の  
 公示について  
 報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について  
 報告第 8 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

#### 4 その他

##### (1) 連絡事項

#### 5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

#### 6 欠席委員 なし

#### 7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名                      農業企画課 2名

#### 8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和8年1月総会を開会いたします。  
 水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 (挨拶)

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が  
 議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 出席委員は、委員総数24名中 24名で過半数に達していますので、農  
 業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしま  
 す。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、

私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認め、

議席番号19番 前田裕子委員、同21番 村田佳也委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、15日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、22日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

南大清水町地内始め5筆の所有権を移転する案件は、農地審査会において確認する事項となった経営農地での営農に係る資料の提出が間に合わなため、1月28日に取下願の提出がありました。

番号12番の案件について、農地所有適格法人ではない法人に賃借権が設定されることとなりますが、1月16日に行われた地域との役割分担に係る話し合いの場において、

- ・地域活動について、協力的に参加をすること。
- ・営農活動は、気候条件等に応じて参加者の体調等に配慮して実施すること。

を確認しております。新規営農の案件ではありますが、営農に支障ないことが確認できたため、審査会は省略しております。

番号13番の案件について、公共転用に伴い申請地の一部が碎石敷きとなっておりますが、令和8年6月までに農地復元のうえ耕作を行う旨、確認しております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条 番号13番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、15日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。それではよろしくお願ひします。

議 長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議 長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

- これより議事に入ります。
- 議 長 資料1 議案第88号  
「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から13番までの13件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第88号、1ページから2ページまでをご覧ください。  
番号1番から13番までにつきまして、書類説明会で御説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。  
全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。  
詳細につきましては議案を御覧ください。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
- 森下委員 番号10番の件について、書類説明会で譲受人は白菜を栽培するとのことだが、現地調査及び経営状況から白菜は無理であると判断の上、代わりに果樹の栽培を提案させていただいた。その後の調整によりどうなったか結果を教えていただきたい。
- 事務局 果樹に変更することで了承しております。
- 森下委員 果樹の品目を教えていただきたい。
- 事務局 柑橘類と聞いております。
- 森下委員 承知しました。
- 中山委員 13番の件について、資料1-1の審査会における聞き取り調査内容を確認したところ、耕作状況が非常にグレーであるように思えるが問題ないのかお聞きしたい。
- 事務局 他の経営農地について未着手は無く、取得前に遊休農地であった箇所も順に解消しています。今年3月には何らかの耕作を始める計画であると聞いています。
- 中山委員 田原市でも臭いの問題が取り上げられており、今後規模拡大を進めることで周辺への影響が懸念されるが如何か。
- 水野会長 堆肥についてはかなり改善されており、住宅が密集する田原東部中学校近くの農地に入れる予定であると聞いている。また、堆肥の粒子が細かいため周辺のキャベツの収穫が終わるまでは投入しない、入れる際は事前に

田原市農業委員会へ連絡するよう指導を行っているとのこととです。

中山委員 臭いについては改善されているということによろしいでしょうか。  
水野会長 譲受人はそうっています。  
事務局 資料 1-1 の最後のページにも記載されているように、今年の 2 月には改良が完成し臭いを抑えた堆肥を外部へ販売するとのこととです。

中山委員 わかりました。  
議長 他にありませんか。  
委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料 1 議案第 89 号  
「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号 1 番の 1 件を上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 89 号、3 ページをお願いします。  
番号 1 番の 1 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。  
補足説明は次のとおりです。  
信用性については、完全始末書が添付され是正を行う案件です。  
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地の承諾を得た旨の記載がある案件です。  
一時転用については、該当ありません。  
以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」  
議 長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第90号  
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第90号、4ページから5ページをお願いします。  
番号1番から8番までの8件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。  
補足説明は次のとおりです。  
信用性については、特段の疑義はありません。  
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付がある案件は番号7番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番から6番・8番です。  
一時転用については、該当ありません。  
詳細については、議案をご覧ください。  
以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」  
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号1番の1件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」  
議 長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料1-2 議案第91号  
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたし

ます。

利用権設定の番号 1 番から 26 番までの 26 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画  
課

はい、議長。

議案第 91 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち 3 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 4 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 26 件 43 筆 47,488.85 m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく別添資料 1-2 議案 92 号「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画  
課

はい、議長。

議案第 92 号 農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を  
をお願いするものでございます。

別添資料 1-2、5 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い  
手に利用権を設定し、令和 8 年 3 月 1 日付で利用権が移転する案件が 1 件 1  
筆、1,897.00 m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切  
ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すこと  
に決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 93 号

「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 93 号 6 ページをご覧ください。

議案第 93 号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの  
証明です。

この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及  
び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行  
おうとする適格者であることを確認しました。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄  
に記載のとおりでした。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全員  
議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって、本案はさよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第94号  
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。  
番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第94号 7ページをご覧ください。  
議案第94号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。  
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。  
この5件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。  
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員  
議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員  
議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第95号  
「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」を

議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第95号 8ページをご覧ください。

議案第95号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この1件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第96号

「贈与税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第96号 9ページをご覧ください。

議案第96号は継続して贈与税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この1件の3年更新における贈与税納税猶予に関する証明については、現地調査及び受贈者からの聞き取り調査をした結果、受贈者は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第97号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第97号 10ページをご覧ください。

番号1番から3番までの3件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と

証明することに決して異議ございませんか。

全 員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 別添資料 1-3 議案第 98 号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画  
課

はい、議長。

議案第 98 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-3  
をご覧ください。

1 月 15 日の書類説明会でご説明したとおり、2 月公告分の地域計画につ  
いて変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺い  
するものです。

なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 1,001 筆、  
1,307,053.31 m<sup>2</sup>です。

地域計画からの除外に関する案件は、農地転用の申請に先立つ案件が 7  
筆 3,446 m<sup>2</sup>、非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 4  
筆 1,131 m<sup>2</sup>

耕作者の変更に関する案件は、農地法 3 条の許可に伴う案件が 60 筆  
77,020 m<sup>2</sup>、農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 658 筆  
942,452.31 m<sup>2</sup>、解約による耕作者不在への変更が 78 筆 92,092 m<sup>2</sup>、担う  
者の死亡による変更が 194 筆 190,912 m<sup>2</sup> でございます。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利  
設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をす  
ることができることとされていることから、当該案件については既に許可等がな  
されていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切  
ります。

これより採決に入ります。

議 長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すこと  
に決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-4 議案第 99 号  
「令和 7 年 慶弔費の収支決算について」を議題といたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明いたします。  
資料 1-4 令和 7 年 慶弔費収支決算書をご覧ください。

(収支の部、支出の部の読み上げ)

なお、去る 1 月 22 日に、監査役の高橋忠道委員、杉浦圭志委員に監査をしていただき、適正に処理されたことを確認いただきました。  
説明は以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-5 議案第 100 号  
「豊橋市農業委員会 農地利用最適化推進委員 候補者 選考委員の互選について」を議題といたします。  
内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
農地利用最適化推進委員の委嘱に当たっては、今回、推薦を受けた方などを候補者とするため、「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱」第 10 条第 1 項の規定により、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を行う必要があります。  
従いまして、「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱」第 3 条の規定による選考委員会の委員の選出をお願いするものです。

説明は以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
互選方法は、いかがいたしましょうか。

陶山委員 はい、議長。互選方法については、先例による「指名推選」の方法を提案します。

議 長 ただ今、陶山委員から、先例による「指名推選」の方法が提案されましたが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、選考委員の互選については、「指名推選」の方法と決しました。

議 長 それでは、ただ今から、「豊橋市農業委員 互選要綱」第11条第1項の規定に基づく、「指名推選」の方法による互選会の開催のため、総会は暫時休憩といたします。

#### 【 互 選 会 】

会 長 これより、「豊橋市農業委員 互選要綱」第3条第2項の規定に基づき、直ちに 互選会を開会いたします。

選考委員の互選を行うにあたり、同要綱 第6条の規定により、互選管理人 1名を定める必要があります。

互選管理人に 朽名 幸 事務局長を 指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

会 長 異議なしと認め、 朽名 事務局長を 互選管理人 と定めます。

選考委員の定数、及び互選方法につきましては、 互選管理人から説明及び議事を進行させます。

互選 互選管理人に指名されましたのでよろしくお願いいたします。

管理人 それでは、互選方法についてご説明します。

資料 1-5 をご覧ください。地区ごとに互選資格者としての委員の氏名が記載されております。各地区ごとに1人の選考委員を互選していただきます。互選された方の氏名の前の空欄に○を付けて下さい。決まった地区は事務局が回収に伺いますので挙手をお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の候補者及び推薦者となっておられる方は「豊橋市農業委員会の 農地利用最適化推進委員 候補者選考委員会 設置要綱」第3条の規定により、選考委員となることはできません。

この方法により、6人の選考委員を互選いたしますが、ご異議ございませんか。

全 員 「異議なし」  
互選 「ご異議なし」と認めます。直ちに各地区ごとに選考委員の互選をお願い  
管理人 いたします。その間、暫時休憩いたします。

互選 < 各委員が総会会場で、各地区に分かれて互選 >  
管理人 < 事務局にて取りまとめた結果を会長及び事務局長に報告 >  
ただ今から 互選の結果を発表いたします。

豊橋南東部地区 陶山 哲 委員  
豊橋南部地区 水野 敏久 委員  
豊橋南西部地区 彦坂 正志 委員  
豊橋中央部地区 高部 宏生 委員  
豊橋西部地区 杉浦 圭志 委員  
豊橋東北部地区 岩瀬 宏二 委員

互選 選考委員については、ただ今、発表のとおり決してご異議ありません  
管理人 か。

全 員 「異議なし」  
互選 「ご異議なし」と認め、さよう決しました。  
管理人 これをもちまして、「豊橋市農業委員互選要綱」第12条の規定に基づ  
く、会長への通知とさせていただきます。  
会 長 ただ今、選考委員の通知をいただきました。ありがとうございます。  
以上をもちまして、選考委員の互選会を閉会いたします。

#### 【 総 会 再 開 】

議 長 それでは、総会を再開いたします。互選の結果を発表いたします。

豊橋南東部地区 陶山 哲 委員  
豊橋南部地区 水野 敏久 委員  
豊橋南西部地区 彦坂 正志 委員  
豊橋中央部地区 高部 宏生 委員  
豊橋西部地区 杉浦 圭志 委員  
豊橋東北部地区 岩瀬 宏二 委員

議 長 選考委員については、ただ今発表のとおり決して、異議ございません  
か。

全 員 「異議なし」  
議 長 異議なしと認めます。よって本案は、さよう決しました。  
議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。  
議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。  
事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1 11ページをお願いし  
ます。

報告第1号の番号1番から5番までの5件、及び12ページからの報告第2号の番号1番から15ページ22番までの22件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に16ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から7番までの7件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に17ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から19ページ19番までの19件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に20ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から2番までの2件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は田又は畑、2番は畑でした。

次に21ページをお願いします。

報告第6号「所有者不明農地にかかる農業委員会による探索結果の公示について」ご説明いたします。対象農地は石巻本町地内の田2筆になります。こちらは、遊休化の恐れがある農地を農地中間管理機構に貸付する際に、所有者が不明の時又は共有地で過半の持分を有する共有者の所在が不明の場合は、農業委員会が所有者を探索することになっております。探索によっても所有者が判明しなかった場合は、農業委員会がその旨を公示し、最終的に県知事の裁定を受けて、農地中間管理機構が利用権を設定することになります。

次に22ページをお願いします。

報告第7号「豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について」をご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号1番については城下町の担当委員である水野会長、番号2番については大崎町の担当委員である藤村委員、番号3番については下条西町の担当委員である近藤委員をお願いします。

以上です。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 8 号「豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について」をご覧ください。

番号 1 番については、令和 7 年 11 月にあっせん委員の指名をした雲谷町の農地です。資料のとおり、所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

次に 連絡事項を事務局よりお願いします。

事務局

(連絡事項)

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 11 時 31 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和8年1月29日

議 長  
(会長 水野 敏久)

議事録署名者  
(議席番号19番 前田 裕子 委員)

議事録署名者  
(議席番号21番 村田 佳也 委員)